平成23年5月

逗子市教育委員会定例会

平成23年5月23日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成23年5月23日逗子市教育委員会5月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

◎ 出席者

委	員	長	村	松	邦	彦
教	育 委	員	竹	村	史	朗
教	育 委	員	山	西	優	
教	育 委	員	桑	原	泰	恵
教	育	長	青	池		寛
教	育 部	長	柏	村		淳
教 学	育 部 次 交教育課長事務取	長 :扱	奥	村	文	隆
教	育 総 務 課	長	原	田	恒	
学	校教育課主	幹	吉	Ш	裕	美
社	会 教 育 課	長	翁	Ш	昭	洋
教	育 研 究 所	長	鹿	嶋	真	弓
図	書館	長	小	Ш	俊	彦
図	書館館長補	佐	鈴	木	明	彦

事務局

教育総務課教育総務係長 佐 藤 多佳子 教 育 総 務 課 主 任 土 屋 直 之

- ◎ 開会時刻 午前10時00分
- ◎ 閉会時刻 午前10時44分
- ◎ 会議録署名委員決定 山西委員、竹村委員

〇村松委員長

おはようございます。会議に先立ち傍聴の皆さんにお願いいたします。傍聴に際しては、 入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

〇村松委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年逗子市教育委員会5月定例会を開会 いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。 会議規則により、本日の会議録署名委員は山西委員、竹村委員にお願いいたします。 これより会議日程に入ります。

◎日程第1「3月定例会会議録の承認について」

〇村松委員長

日程第1「3月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

よろしゅうございますか。会議録につきまして御異議ございませんでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、3月定例会会議録は承認いたします。

竹村委員、桑原委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「4月定例会会議録の承認について」

〇村松委員長

日程第2「4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議ありません。」の声あり)

それでは、御異議がないようですので、4月定例会会議録は承認いたします。

桑原委員、山西委員は会議録に御署名ください。

◎日程第3「教育長報告事項について」

〇村松委員長

次に、日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。 教育長からの報告をお願いいたします。

〇青池教育長

それでは報告させていただきます。まず、4月28日、湘三管内の教育長会議が藤沢合同庁舎で行われました。冒頭、県の教育長が見えまして、東日本大震災の話の中で、本県に東北の被災地のほうから約700名以上の方が親戚や知人を頼って避難しているということの話がありました。また、節電については、各学校とも知恵を絞ってお願いしたいという話がありました。また、県の小・中学校長会の中で、県の教育長から、いじめ、不登校、暴力の解消について、やはり呼びかけていきますと。そのために、スクールカウンセラーを増員したので、各市教委でも利用してほしい。また、学校にも利用してほしいというお話がありました。職員課からは、新採用の先生方の教員の採用についての話がありまして、特に変わったといいましょうか、改善されたことについては、1つは、小学校対象者について2次試験の実技試験を廃止した。それから、福岡県を会場とする第1次試験を実施するというような、今までと違った形で報告がありました。また指導課からは、23年度の湘三地区の教育課程研究会の説明、それから23年度の国・県委託業務、事業についての報告、本市逗子ではかながわ学びづくり推進校に沼間小と沼間中学校がなったという話もありました。また、理科の支援配置事業などについて説明がありました。

そのほか、逗子市内の大きな教育委員会絡みの事業について御報告させていただきます。まず、4月19日、全国の学力テストを予定しておりましたが、東北の大震災のため、延期ということで、久木小と逗子中については現時点では延期ということでございます。また、5月12日、図書館主催の阿刀田高先生の「読書の楽しみ」という題で、約350名の参加者がありまして、大変ユニークで楽しい話を聞けることができました。5月15日、市民運動会が第一運動公園であり、委員長さんのあいさつもありました。5月22日、きのうですけれども、まちづくりトークで、大震災・津波等にそえてということで、逗子小学校で約250名の参加者がありました。地域の方々の関心の強さが、この会の中にもあらわれていました。今後いろいろな意味で教育委員会また各学校でも検討していくような体制もたくさんありました。

そういう行事がきのうもありました。以上でございます。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ありますでしょうか。はい、 どうぞ。

〇竹村委員

今御報告にありました中で、教員の採用試験のやり方が一部変更になったという御報告が あったかと思います。小学校の二次試験の中の実技がなくなったという件については、その 目的は何なんでしょうか。

〇青池教育長

正直言ってわかりませんけど、今まで小学校の場合、音楽だとか体育に実技試験があった んです。それを中止したということです。中学校ではあります。体育、技術、家庭科、美術、 音楽、英語という教科です。そういう報告ですので、それについてなぜだとかということの 報告はございません。

〇奥村教育部次長

県教委のほうからの説明を私のほうで伺っているところでは、1点は、実技の部分を、最近小学校では専科の先生方が行うということが非常に増えてきたという点、それから現実問題として、実技試験で落ちている受験の方というのは非常に少数であるということ。その中で、かなりの日数を割いて実技試験をやるということに、それほどのメリットがないということで、同時にできるだけたくさんの教員志望の方に神奈川を受験していただきたいという意図もあるかと思いますけれども、そういったところで今回は中止をしたというふうに聞いております。

〇竹村委員

そのことによって、新採用の教員の方の質が下がるというようなふうな受けとめはしなく ていいということでよろしいですか。

〇奥村教育部次長

はい、そういうふうに聞いております。

〇桑原委員

ちょっと関連してよろしいですか。私も伺おうと思ったのは、今学期末になって、今学期から2カ月ぐらい先ですけれども、やはり新採用の、新卒の先生がだんだん増えてきているところでは、今年度もそういった方が増えてきて、以前からあったOJT方式ですとか、そ

ういったやり方で対応されるということになりましたので、現状どんなふうに推移されているか。ちょっとお聞きしたいなと思います。

〇奥村教育部次長

初任者研修につきましては、当然県のほうでですね、相当の時間をかけて研修を行っております。同時に、本市の場合には、本年度は新任の先生方10名、小・中合わせて10名なんですけれども、小学校については拠点校指導員を1名配置をし、また一部の小学校と中学校につきましては、それぞれの学校で指導の先生、担当者を決めておいて、同様に、県の研修というのはそれで校内外での研修を行っていくと。それから、市の初任者研修ということも、年間数回行っておりますので、またそのときに初任の方の授業研究というようなことも、逗子単独としても行っているというところでございます。

〇村松委員長

よろしいですか。その他ありますか。

ちょっと教育長、例の学力テスト延期ということですが、いつごろになるか、まだ決まってませんか。

〇青池教育長

日程については、いつということと、できるかできないかについても、今の段階ではわかりません。

〇村松委員長

未定なんですね。

〇青池教育長

はい。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。

〇山西委員

1点だけよろしいですか。先ほどの教育長のお話の中で、学びづくり推進校という言葉が 2校ほどという、ちょっと学びづくりといっても、すごく何か漠然としながらというところ、 ちょっと印象として受けたんですが、その学びづくりというのは具体的にどういったことを あえて推進しようとしているかということを、ちょっとお伺いできたらと思ったんですが。

〇奥村教育部次長

この学びづくり推進事業といいますのは、神奈川県の事業です。今まで近隣ですと三浦市

が昨年度、一昨年度と2年間、県の委託を受けて取り組みをやっておりました。三浦市につきましては、市内の学校で学力向上をテーマにした取り組みを行ったというところでございます。今年度より、県も学力の向上というところは重点施策の一つとして挙げていますので、今までよりも委託の学校数をふやしまして、湘南三浦の教育事務所でも、今まで1校だった…1校といいますか、1市町教委だったものを2つにふやしまして、23年度は逗子市と寒川町が県の委託を受けております。本市につきましては、沼間中学校区という形で、逗子小・中の利点をさらに生かした小・中連携ですとか、それぞれの学校の課題を、9年間を見通した中で解決をしていこうというようなところをテーマにした取り組みということです。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

本件につきまして御質疑、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、教育長報告事項についてを終わりといた します。

◎日程第4「議案第12号平成24年度逗子市立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」○村松委員長

日程第4「議案第12号平成24年度逗子市立小・中学校使用教科用図書の採択方針について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

〇吉川学校教育課主幹

それでは、私から説明させていただきます。平成24年度逗子小・中学校使用教科書の採択 方針について御説明申し上げます。

今年23年度に小学校、来年24年度に中学校がそれぞれ新学習指導要領の完全実施になりますので、小学校教科用図書につきましては昨年22年度に小学校教科用図書の採択が行われ、本年度が継続審査の年となっております。中学校教科用図書につきましては、昨年22年度に中学校教科用図書の選定が行われ、本年度が採択の年という予定になっております。24年度中学校使用教科用図書の採択につきましては、2市1町合同調査研究委員会を6月7日に設定し、各教科の検定本につきまして調査研究を行い、その結果を7月21日に予定しております第2回逗子市教科用図書採択検討委員会に報告していただき、審議していただきます。その結果は、8月6日に予定していただいております臨時教育委員会に報告し、各種目別に教科用図書の決定をしていただきたいと考えております。その後、8月中旬に県教育委員会に科用図書の決定をしていただきたいと考えております。その後、8月中旬に県教育委員会に

結果を報告し、9月より情報公開に対応していきたいと考えております。

以上の手順を踏みまして、教科用図書の採択をお願いいたしたく、平成24年度逗子市立 小・中学校使用教科用図書の採択方針を提案させていただきます。御審議のほどよろしくお 願いいたします。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。お手元に採択方針についてありますが、逗子市教科用図書 採択検討委員会、教育委員会代表が2名、校長会代表2名、研究会代表2名と。それで、今 まではPTA関係で参加されておりましたけれど、今回は検討委員会にオブザーバーとして PTA連絡協議会の推薦を受けた者が参加できるというシステムに変わったということです ね。何かこれにつきまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

〇山西委員

研究会代表 2 名となっているんですが、この研究会というのは、改めて正式名称ですか。

〇吉川学校教育課主幹

逗子教育研究会。

〇山西委員

先ほどの御報告の中に2市1町何々研究会とか。

〇吉川学校教育課主幹

それではなくて、これは逗子の教職員によって組織されている研究会という意味です。

〇山西委員

正式名称で書いておいたほうがいいのかなと。ちょっと見た瞬間に、何の研究会なのかな という、ちょっとそれは思ったんですが。それはよろしいですか。見たらわかるというんだ ったらいいんですが。

〇村松委員長

今まで継続されておりましたから、ですから研究会として表記されればわかることはわかる。今までの継続ですからね。だから、関係者にはわかる。だから、もっときちっと市民一般にわかるようにということになると、毎回繰り返したほうがいいかもしれないですが、一応この表記で、わかることはわかるわけですね。

〇吉川学校教育課主幹

要綱がこの表記になっております。

〇村松委員長

何かそれ以外に意見ございますでしょうか。

いずれにいたしましても、今回は中学校の本年度が採択がございますから、皆さんいろい ると、教科書はでき上がったんですか。

〇吉川学校教育課主幹

はい、そうです。受領は全て終わりました。

〇村松委員長

もうでき上がっているわけですね。これからいろいろ教科書をみんな見ていただきながら、 最終的に8月上旬に最終決定ということの運びになります。忙しくなると思うんですが、し っかり読んでいただいてですね、採択に対しては考え方を明確にしながら採択を決定してい くという方向でやっていきたいというふうに思っております。よろしゅうございますか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第12号については可決するということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

◎日程第5「議案第13号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」

〇村松委員長

日程第5「議案第13号逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命について」を議題といたします。どうぞ。

〇小川図書館長

議案第13号の逗子市立図書館協議会委員の辞任及び任命の件につきまして御説明申し上げます。

図書館法第14条の規定に基づき設置されております逗子市立図書館協議会委員につきましては、本年2月の定例会で御承認いただきましたが、4月26日付で両角篤委員から辞任届が提出されました。このため、逗子市立図書館協議会条例第2条の規定に基づきまして、後任の委員を提案させていただくものでございます。

後任の委員には、前任委員が学校教育関係者ということで御承認いただいておりますので、 その件につきまして考慮し、小坪小学校長、大内純一先生にお願いしたいと考えております。 別紙名簿のとおり承認を求めるものでございます。なお、任期は前任者の残任期間である平成25年2月28日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。逗子市立図書館協議会委員のメンバーのチェンジということになります。久木小学校の両角校長から小坪小学校の大内校長にかわるということで、任期は平成25年2月28日ということでございます。これにつきまして何か御質疑、御意見ありますでしょうか。

〇竹村委員

特別異論というわけではないんですが、これは学校関係者ということで、市内の校長先生のある種あて職のような格好に通例、過去なっているかと思います。これは学校関係者をこの協議会委員の中に必ず入っていただく必要性というものについて、あまり過去説明をいただいておりませんので、その辺について御説明をいただきたいと思います。理由はですね、学校の先生のそういったあて職的なものが多くなり過ぎてはいけないんではないかというふうな側面もあるので、明確にこのために必要なんですよということがわかれば、賛成したいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇小川図書館長

図書館法で、かつては学校、あるいは社会教育に関わる者ということが明確に規定されておりましたけれども、今は関係者というゆるやかな規定になっております。ただし、逗子市としては、学校図書館と公共図書館の連携ということがございますので、学校図書館について代表的に御意見をいただける方にお願いしたいということで、従来から校長先生にお入りいただいております。

〇竹村委員

わかりました。

〇村松委員長

特に今後、学校図書館と市立図書館の連携というのは重要になってきますから、そういった意味で学校関係の意見もしっかり聞いていただいて、それについてもきちっとしたベースをつくっていかないと、ばらばらにやっていてもしょうがないと思いますからね。ぜひいろいろと校長さんの意見も聞きながら運営していっていただければというふうに思います。

その他、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、議案第13号について可決するということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。可決することで決定いたします。

◎日程第6「その他」

〇村松委員長

日程第6「その他」を議題といたします。

何かございますでしょうか。特にありませんか。はい、どうぞ。

〇竹村委員

先月の定例会でもちょっと触れたんですけれども、逗子海岸のあり方みたいなものについて、教育的に考えたときに、少し問題があるのではないかなというふうに以前から思っていました。まだ明るい時間ですけれども、6時とか6時半とか、子どもが危険なく散歩したり歩いたりすることが少々しにくいような現状が見受けられます。それについての現状の市としての考え方、対応の仕方などがもしありましたら、お教えいただきたいと思います。

〇柏村教育部長

担当する市民協働部からの話でございますと、大きくルール改正が行われまして、3点ほどございます。1点目は営業時間の制限ということでございまして、通常は営業は21時までと決められておりますが、花火大会等特別な日、あるいは土・日にライブ演奏を行う特別な事情がある日については、これまで、海の家からの申請によりまして、23時まで営業ができるということになっておりました。しかも、その回数の制限なしで申請に応じて許可が出されるというような状況でございました。これにつきまして、ルールの改正ということで、通常の営業時間は21時までというふうに変わりませんが、特別な日、特別な事情がある日で許可された場合については、23時から22時までというふうに1時間短縮をされました。そして、海の家1軒あたりの許可を出す回数につきましては、担当としては期間中4~5回にとどめたいということでございます。

2つ目は、音を出す時間の制限でございます。これまで通常は21時までということで、B GMも21時までということになっておりまして、特別な事情等によりまして、23時まで営業ができる場合につきましては、23時までライブ演奏等も可能ということでございましたけれども、今後は音を出す時間について、B GMについては20時45分まで。そしてさらにライブ演奏については20時半までということにしたということでございます。

そして、このルールを守られない場合、3点目でございますけれども、海の家への改善命

令ということでございます。これにつきましては市がそのようなルールを守られない家について、海岸の営業協同組合の理事長名で当該ルールを守られない海の家に対しまして警告書を出すように依頼をいたします。その市からの依頼に基づきまして、海岸の営業協同組合は、理事長名で当該海の家に対して警告書を発令し、この海の家とのやりとりにつきまして、顛末書を市の担当課のほうに出すという仕組みになっております。その後も依然としてルールが守られないという海の家に対しましては、改善命令を組合から海の家に出しまして、さらに守られない場合は除名ということにしたというものであります。

そのほかに、従業員については、入れ墨をしている者については、入れ墨を出さないような服装とすることということも市から組合に依頼したということでございます。子どもたちが6時、6時半以降、海の家に立ち入ることを制限するということは、これらのルールの改正によって改善されない部分でございますけども、海の家としては今後も従来の逗子のファミリービーチの姿に戻したいということで取り組んでいくというような報告を受けております。

〇村松委員長

はい、ありがとうございます。何か、よろしいですか。

〇竹村委員

これは音を出すとか、遅い時間に対する規制が今までよりは強化されたというふうに認識できると思うんですが。今、部長おっしゃってましたように、早い時間で、海の家に入店をするとかという以前として、波打ち際までいすを出したりして、自由にお客さんが海岸全体を自由にしているというシーンについて、非常に問題があるのではないかなというふうに思っていて、そこを規制かけられるかどうかわからないんですけれども、自主的にでも海の家から、場所からいすを出して外へ出ないでくださいというような自主規制の仕方を市側からお願いする。そこまでちょっと具体的にしていかないと、なかなか現状は変わっていかないんじゃないか。特に子どもが活動する時間についての改善はなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えます。それが具体的にどういうふうな形で落とし込めるのか、僕もわからないので申しわけないんですけれども、そんなふうに思いまして、関係所管に伝えていただければと思います。

〇村松委員長

意見としてですね、関係所管、ここは特に経済観光課がやっていると思いますけれど。この教育観点の問題と、やっぱり観光逗子の問題と、2点ございますから、単なる教育の問題

だけでなくてですね、逗子を今後どういうまちづくりしていくかという点についても、大きな視点で見ていかなければいけない。したがって、いろんな意見を総合して恐らくさっき11時を10時ということで規制を立てたりなんかしてきておるわけですから、この点につきましては今後さらにいろいろとその結果を見ながら、さらに検討していくということになるというふうに思います。

その他、はい、どうぞ。

〇桑原委員

今、関連してなんですけど。委員長がおっしゃったように、逗子として海岸をどういうふうな方向づけにしていくかというところは、経済観光課もあるし、教育もあるし、文化もあると思うんですけれども、そういった意味では、それがアイデアだけですけれども、逗子海岸について検討するテーブルがやはり例えばあって、そこで各立場の方から意見を出すとか、例えば教育委員もしくは保護者みたいな形での意見だとしたら、可能性としてですよ、例えば昼間のこの時間はアルコールを禁止してほしいとか、子どもたちが遊ぶスペースをという、そういうお互いが目指すものを出し合って、いわゆる全人的な方が楽しめるような、海岸をデザインしていくというんですかね、そういったことも今後あるのかな。もしくは、それをやるような時期にきているのかなという感想を持っていますので、意見として所管に立っていただいて、市としてそういうテーブルを持つのか、市民から、もしかするとそういった声が上がるかもしれませんけど、いい形のものにしていければなと思いますし、例えば社会教育課長もいらっしゃるので、社会教育として、そういった社会教育委員さんがテーマとして話し合っていただいてもいいのかなというようなアイデアは、ちょっと持ちました。

〇村松委員長

いずれにしましても、市民代表と海岸の協同組合は名がものすごく話し合いをずっと重ねていて、それで最終的に先ほど部長が言った判断になったわけですね。両方歩み寄ったということですから、それをさらに逗子海岸をどうするかということになってくると、もっと大きな視点で物を見ていかないといけないだろう。当面は協同組合と市の、新宿区代表だと思うんですが、市民との話し合いによって最終的に話し合いが成立したわけですね。したがって、さらにそれ以上突っ込んでいくということになってくると、もっと大きく逗子市としてどうするのか。国の海岸としてですね、逗子市がどこまでそれを関与してやっていくのか、まちづくりをどうするのかというようなことを含めて、単なる逗子市民だけの海岸ではないわけだから、その辺もですね、かなり大きな視点で物事を見ていかないと、なかなか難しい

んじゃないかと思います。一視点だけでこれを判断するということは危険ですから、その点はやっぱり我々としてもどういう見方をして、どういう形でそれに参画していくかという、 今度逗子市としてどうするかということが次の段階で出てくるのではないかというふうに思います。

何かそれ以外ございますでしょうか。はい、どうぞ。

〇山西委員

地震と学校における教員対応のことについて、少しだけお伺いできたらと思ったんですが。 震災からしばらくたって、そういう中でまだまだ余震の心配がある中で、例えば私のいる大 学ですと、1カ月間授業の開始がおくれたということがあって、5月になって1週目は一斉 に教卓の上に地震が起こったときはこういう対応をするというのを全部文字化されたのがあ って、教員が必ず学生とここだけは読んでくださいと。そこはもうすべてが共通認識を持っ て学生と教員は、こういうことが起こったときはこう動くんですよということをはっきりと やっていかないと、すごい数の学生たちが動いているときに、もしそこで地震が起こったと きはどうするんだというような話で、そういう方針をきちっと確認したんですが。そうなっ てきますと、今、私のクラスでも教育実習生が40~50人、現場に入っているんですが、じゃ あ実習生は今、入った瞬間にもし地震が起こったときに、緊急対応としてどれだけの情報を 持っているか、持ってないか。これは現場に入ってみないとわからない。先ほどのお話の中 でも、初任者として10名の方が来られていますが、その人たちはどれだけの情報を持って今、 初任者として現場に立っているのかという、そこら辺、皆さんの蓄積の中でもあると思うん ですが、今、逗子としてはまさしく教員にもし地震が起こったときはどう動くというところ の情報の確認が今きちっととれているだろうとは思うんですけど、そこだけを少し確認させ ていただけたらと思うんですが。

〇奥村教育部次長

本市につきましては、以前から各学校ごと防災計画というのを作成してきておりました。 ただ、学校によって若干、当然立地条件ですとか児童・生徒数とか、そういう違いがありま した。そこでやはり逗子全体として、ある程度統一したものをという思いもありまして、21 年度の終わり、平成22年2月に「逗子市学校防災計画」というものを策定いたしました。こ れは、教育委員会で原案作成をして、教頭先生あるいは各学校の防災担当者の先生方にお集 まりいただいて、最終的に検討して決定したものです。現在は各学校ともその逗子市の学校 防災計画の中に、暴風雨の対応ですとか、それから地震予知情報警戒宣言等が出た場合、そ れから実際に地震が震度5弱あるいは5強といったような地震、津波警報等出た場合という、マニュアルに従って対応ができるようにということで行っております。また、3月11日の教訓を生かしまして、それまでに津波の視点がやや弱かったという反省がございますので、改めてマニュアルあるいは逗子市学校防災計画そのものをもう一度全体的に見直しをしようということで、現在取り組みを進めているところです。

〇村松委員長

はいありがとうございます。よろしいですか。

〇山西委員

一応その防災計画の内容については、例えば先ほどの初任者10名含めて、また今後教育実習生入ってきますが、そこでも情報はきちっと伝わっているという、そこは確認しておいてよろしいですか。

〇奥村教育部次長

教諭につきましては、それぞれの役割分担がございますので、班の中に入っておりますので、いざというときに、あなたは何をするか。例えば消火班ですとか、あるいは必要なものを持ち出すとか、救出に回るとか、そういった避難訓練の中で現実に自分が何をしていくかということがわかっておりますので、問題ないかと思います。教育実習生につきましては、そういう役割がございませんが、実習生の当初の研修で、校長・教頭から、あるいは具体的な担当者、教育実習の担当者ですとか特別支援の担当者ですとか、そういった教諭からの研修というのが組まれておりますので、その中である程度そういう話もさせていただいております。

〇村松委員長

はいありがとうございます。いずれにしても、先般の東日本の場合も、地震で亡くなられた方が圧倒的に多いわけですよね。したがって、逗子の場合もどっちかというと地震以上に津波というのがやっぱり一番大きな問題になると思いますから、その辺がちょっと対策として弱かったとおっしゃっていましたけど、その辺もう一回いろいろな形で考えていかなければいけない。きのうのまちづくりも、多分そういう問題がかなり出てきたと思うんですけれど。ぜひ学校の先生方もそういう視点を持ってもらって、2通りあって、学校へ残して助かった人と、PTA、父兄に渡して助かった人、両方あるから、なかなかその辺のマニュアルつくるにしても難しい問題が多分あると思うんですけれど。ぜひいろいろな視点で津波対策ということを検討していただければというふうに思います。

その他は何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

〇桑原委員

今、最初から最後までうかがった中で、学校の先生、校長先生が図書館協議会委員になられているとか、学校の先生にお力を借りることが多いと思うんですが、そういった中では、きょう、前からお話ししてますけど、学校の先生の負担増というのがやはりちょっと気になります。今回、震災の問題が起きれば、やはり学校の先生に対する要求やスキルアップというのは、また望めるところで、そういった意味で一つ心配しているのが、やはり学校の先生自身が心身ともに体調を崩されるであるとか、そういったことがやはり押さえておかなければならないことかなと思ってますので、もし、今、逗子市のほうで現状でそういった先生方のケアですとか、そういったものが今どんな状況なのか伺えればということと、これは意見として、今後先生方の環境を整えていくということも考えていかなければいけないかなというような意見を持っています。

〇村松委員長

はいありがとうございます。ただ、いずれにしましても、これ、教育委員会でしっかり考 えていかなければいけないんですが、学校の役割というのをどうとらえていくか。今、学校 というのは、どっちかというと教育より養育みたいな、生活全般、何でも面倒見ろというよ うな考え方が結構出てきているんじゃないか。だから、本来は親が面倒見なければならない ことまで学校が面倒を見なければならないとか、あるいはそういうことを学力よりも生活全 般をどうとらえていくかという視点で物事を考えていく。したがって、いろいろな支援とか 応援というのを、どんどんどんどんと予算つけて強化していくのはいいんですけれど、本来、 親がやるべきことが学校がやらざるを得なくなってきている。これは教育委員会としても真 剣に考えていかなければいけないんじゃないかと。これは市長なんかの方針とも、ある意味 では考え方というのは明確にしていきながら、学校の役割はこうなんですよと。これ以上面 倒見ることは必要ありませんよというところまで話し合いがしっかりできるようにしていか ないと、何か全般、学校がすべて生徒の生活まで面倒を見ていかなければいけないような環 境を逆につくり上げていっちゃっているということに対する危険というのは、僕もすごく考 えておりますから、感じておりますから。その辺、もう一回教育委員会としてしっかり、学 校の役割は第一義的にはこれなんだと。したがって、これが大事だから、そこに学校の先生 が全力投球できるような仕組みとか、そういったものをつくっていきましょうということを 明確にしたほうがいいと思いますよね。だから、この辺は今後の大きな問題として、いろい

ろ感じていることたくさんありますから、教育委員会としてもぜひ何かしっかり話し合って いただければというふうに思います。話し合っていかなければいけないというふうに思って おります。

何かそのほかございますでしょうか。それでは、その他ないようですので、以上でその他 について終わりといたします。

次回の定例会についてですが、6月20日、午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして教育委員会5月定例会を終了 いたします。どうもありがとうございました。